

とくていひえいりかつどうほうじん じりつせいかつ ふりー
特定非営利活動法人 自立生活センターFREE

いそろ りようきてい
移送サービス「おでかけメイト」利用規定

だい 第1 利用者及び利用の条件

- (1) 吹田市・豊中市・箕面市・池田市に居住する、障害者（障害手帳をお持ちの方）及び高齢者を対象とし、原則として車椅子等の補助具利用者か外出が困難な人に限定します。
- (2) 利用者は「特定非営利活動法人 自立生活センターFREE・お出かけメイト」の会員登録が必要です。契約は1年ごとの更新とします。
※ 当法人の会員登録をされていない方は利用できません。
- (3) 原則として、医療機関や通所機関への定期的な通院、通所を除くものとします。

だい 第2 運行日及び時間

- (1) 運行は毎日行なう。ただし、次の各項に該当する場合、運行を制限する事もあります。
 - ① 運転手の確保が困難な時。
 - ② 車両の整備が困難な時。
 - ③ 悪天候（大雪、台風等）で運行が危険とみなされる時。
- (2) 運行範囲及び運行時間は、運転手の許容範囲内であれば特に制限を設けません。

だい 第3 介助者が必要な場合の利用条件

当事業所が行なうサービスは「運転による移送及び乗降介助」のみとし、それ以外の介助が必要な場合は、利用者が介助者を確保するものとします。
(利用者の身体に留意する点があれば、申込みの際にお知らせ下さい。)

だい 第4 利用者の利用料

- (1) 所要時間による利用者利用料は次の各項に定める負担金を合算して求めるものとします。
 - ① 利用時間による利用料金
運転に係る時間を30分ごとに1100円とします。
なお、目的地での待機時間においては、30分500円とします。
 - ② 長距離移送
長距離移送で運転者の宿泊を必要とする場合、宿泊場所の確保と料金の支払いは利用者が行なうものとします。
 - ③ その他の利用費負担
※ 有料道路料金（片道利用の場合は帰路の分も含む）
※ 有料駐車場を利用した際の料金
- (3) 利用料金の支払い
 - ① 利用終了後請求してのお支払い。
 - ② 郵便振込にてのお支払い。（月末締め翌月27日までのお支払）

- ③ 当月の料金の合計金額を翌月27日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）金融機関口座からの自動引き落とし
- ④ 吹田市重度障害者福祉タクシー利用券（1回の利用1枚迄）使用可能

(4) 車両のみの利用の場合

原則として行ないません。特例として当事業所が認めた場合、別途細則に定める通りとします。

第5 利用の申し込み方法と取り消しの方法

(1) 申込方法

移送サービスは利用日の2ヶ月前から3日前までに、電話かFAX及び電子メールで申し込み下さい。

(2) 取消方法とキャンセル料金

取消はやむを得ない事情のある場合を除き、早急に当事業所に連絡ください。

尚、キャンセル料金は以下のとおりです。

キャンセル料金	3日前までの連絡	無料
	2日前から前日	予定時間拘束料金の半額
	当日	予定時間拘束料金の全額

(3) 当事業所が運行サービスの運行が困難と判断した場合、利用者にその旨を速やかに伝えなければなりません。

第6 保険・補償に関して

移送中の保険については、当事業所と保険会社の契約に従うものとします。

※移送中の保険とは：移送サービス事業の活動中に、車両に搭乗中の加入者や利用者がケガをした場合サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償するものです。

第7 利用規定の改定

本規定は、特定非営利活動法人自立生活センターFREE運営委員会の3分の2の同意を持って改正することが出来ます。

※詳しくは当事業所にお問い合わせ下さい

●お問い合わせ及び連絡先

《FREEトランスポート》

〒564-0033 大阪府吹田市東御旅町2-33-2

NPO法人 自立生活センター・FREE

TEL 06-4860-8766

FAX 06-4860-8767